

意見書案第 19 号

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成20年6月4日提出

提出者	長沼町議会議員	高瀬 武久
賛成者	〃	吉本 テツ子

長沼町議会議長 駒谷 広栄 様

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

今、我が国の労働者は格差社会の中で、ワーキングプアといわれるように、働いても生活できない労働者層が増加しています。それは、正社員から非正社員へと雇用が転移し、また、有期雇用や短時間雇用が増えていることに起因しています。

政府は、昨年度、最低賃金制度による賃金の改定を行い、全国平均で14円、北海道で10円の引き上げが行われました。

同時に、最低賃金法を改正し、「労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準を求めるため、大幅な改正を行いました。

しかし、昨年度の地域最賃引き上げが近年にない大幅であったものの、全国平均で673円、北海道は654円となり、全法定労働時間働いても全国平均では月額116,967円、年額では1,403,609円、北海道では月額113,665円、年額で1,363,982円で、とても「健康で文化的な生活」の水準にはほど遠いレベルでしかない。

特に北海道のような非正社員比率が4割になり、低賃金が多い地域においては、地域の経済の維持と所得税収の確保はもちろん、社会保障の収入確保と制度の維持の観点からも重要な課題である。

よって、今年度の地域最低賃金の改定に当たっても、中小企業等の生産性向上などを考慮しつつ、経済的に自立可能な水準への見直しを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月4日

長沼町議会議長 駒 谷 広 栄

提出先

厚生労働省北海道労働局長